

第 15 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 15 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成 30 年 12 月 21 日 午後 4 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外であることの証明願いについて
日程第 7 議案第 4 号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 7 名）

議長	菊地 英浩君	2 番	鈴木 力男君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 9 名）

大船渡地域	佐藤 優子君	立根地域	今野八重子君
末崎地域	村上 優司君	末崎地域	尾形 正男君
赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 和雄君
日頃市地域	木村マリ子君	綾里地域	畑中 圭吾君
吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（3 名） 1 番 金野 たか子農業委員 3 番 古内 嘉博農業委員
越喜来地域 岡澤成治推進委員

事務局出席者

局 長	千葉 讓 君	局長補佐	細谷 真実君
主 事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 4 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、これより第 15 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつ申し上げます。総会前に行われました農地最適化検討会におかれましては、たいへんお疲れさまでした。今後 3 年間行われる国土調査については、29 日の本県選出国會議員への政策要請においても話は出ていましたが、ますます農業委員会の仕事が増えてきます。

最近 1 年間、ものすごく早く動いているなという気がいたします。今年も最後の総会となりましたが、今年を振り返って見ますと、7 月の西日本豪雨、北海道の地震、そして最高気温を記録する全国的な猛暑と、自然災害の猛威を振るう 1 年となりました。本総会においては 7 月末に推進委員 2 名と、10 月には農業委員 1 名の退職が相次ぎ、事務局を含め皆様には農地パトロールなど、たいへんご負担をかけることとなりました。非農地判断においては申請を含めますと 321 件となりました。農地パトロールでは 6.8ha の非農地判断をしております。当市は耕地面積が少ない割には耕作放棄地が多く、今後も非農地判断していかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

話は変わりまして 17 日には農業まつり実行委員会が行われ、来場者数が 1 万 1,000 人と、昨年よりも 7,000 人少なくなったようです。理由は他のイベントとぶつかったことと、1 日目は雨が降ったことなどが考えられるということでした。

最後ですが、新年も元気に顔をあわせることができるように願ひまして、あいさついたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 7 名、推進委員は 9 名であります。欠席の通告があった農業委員は 1 番金野たか子農業委員と 3 番古内嘉博農業委員の 2 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（千葉譲君）それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月 11 月 27 日開催の第 14 回総会以降の経過報告でございます。11 月 29 日に東京都で開催されました全国農業委員会会長代表者集会和、それから本県選出国會議員政策懇談会、翌日の農業者年金加入推進セミナーには会長と細谷局長補佐が出席しております。12 月 5 日から 6 日まで盛岡市で開催されました会長職務代理者・部会長研修会には藤原農業委員、それから細谷局長補佐が出席しております。11 月 11 日から 12 日までは農業経営者セミナーが盛岡市で開催されまして、これにも中村農業委員、藤原委員、

それから羽根川係長が出席しております。12月13日開催の第33回手県農業会議常設審議委員会には、審議委員として菊地会長、それから細谷局長補佐が出席しております。先月開催しました第14回総会において許可相当と決しました追認案件1件について諮問し、異議なしとされましたので、その後、許可証の交付を行なっております。10月17日は、先ほど会長からも報告がありましたけれども、農業まつりの実行委員会が開催されております。それから本日は今年最後の総会でございますので、終了後の午後6時から高帆において忘年会を開催します。詳しくは先にご報告のとおりでございますが、本日、検討会の講師を務めていただきました三浦部長さんもお出席くださるということでございますので、よろしくお願いたします。

次に本日の総会以降の行事予定についてであります。年明け4日には新年交賀会、13日の成人式とも会長が出席することとしております。また1月15日に開催される第34回岩手県農業会議常設審議会にも審議委員として会長が出席の予定となっております。次回第16回農業委員会総会は1月25日の午後1時30分からの開催を予定しております。最後に、2月2日に全委員を対象とする会議等が予定されておりますので、あらかじめお知らせしておきます。午前中に農地、農政専門委員会を市役所で、それから午後からは大船渡地方農業振興協議会総合研修会、それから気仙地方農政連絡会農業委員会研修会が住田町役場で開催の予定となっております。まだ先のことですので、研修内容の詳細や会場、出欠の確認等については今後確認し、正式にお知らせすることとなりますが、気仙2市1町の農業委員と推進委員が集まる年1回の行事でありますので、夜の部の懇親会も含めて1日ばかりということでございます。日程の調整の上、皆様出席くださるようよろしくお願いたします。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には4番中村亨農業委員、5番廣澤恵美農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は1件です。1番、相続による権利の取得。11月26日届出、11月27日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、祠（建築面積13.25㎡）、駐車場2台70㎡、通路。転用理由、岩手県が施行する道路事業で移設の必要が生じる祠の移設場所として利用したい。立地基準につきましては第3種農地に該当し、基準を満たしております。本件については、この移転にかかる費用は全額岩手県の道路事業で補填されるということです。県の事業計画、予算明細などで確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第2号の1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願います。

○大船渡地域赤崎地区推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番について報告をします。本件は2か月前の10月に申請されましたが、遺跡の試掘調査の関係から総会前に一旦取り下げられた事案です。そのため調査は10月21日に申請人からの聞き取りと現地の確認を行なっておりましたが、この度、試掘調査が終わったとのことから、改めて12月16日に県の確認を行いました。周辺の状況ですが、北側は線路、東は市道、南側は申請地より1mほど高くなっている畑、西側は申請地と同じレベルで近隣の方が耕作している畑になります。この度申請した現地の状況は平坦な農地で夏頃まで耕作されていましたが、現在は農作業で使用したネットなどの機材が市道側に片付けられていました。次に申請に至った経緯になりますが、現在、県道の海岸付近は山側に新ルートを工事中ですが、このことに伴って新たに工事されることになったため、申請者が以前住んでいた生家が移転対象となり、敷地内に祀っていた祠も移設が必要になったとのこと。周囲への影響についてですが、申請地はこれまで耕作をしてきましたが、やめることとし、祠以外のところ

は親戚の方たちとか、参拝に来た時の駐車場にするとのこと。なお祠の設置場所及び駐車場は砂利を敷いたり舗装などはせずに地ならし程度とし、現状を余り変えないとのこと。南側及び西側の畑には特に影響がないものと思われます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号の1番について質疑を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的の順に読み上げます。

1番、転用目的、施設等、駐車場10台。コンビニエンスストア駐車場として利用したい。

2番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟（建築面積64㎡）、駐車場2台、取付道路104㎡。転用理由、現在の自宅が老朽化しているため、当該地を譲受け移転新築したい。立地基準については、1番は第3種農地に該当し基準を満たしております。2番は第2種農地であり、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準については、金融機関からの残高証明、融資証明により資金の確保ができていることを確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告をします。17日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の現況は畑となっています。今回、借受人は、申請地を借り受け、駐車場として利用したいとのこと。申請地周辺に農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について10番菊地から説明いたします。

議案第2号2番についての調査結果を報告いたします。12月16日日曜日10時頃、譲受人宅に出向きましたが、車はありましたが、不在みたいでしたので、お祖母さんに話を聞きにいきました。農機具が入れてあるパイプハウス等もありますが、すべてに野菜作付けをしてあり、きれいに管理してあります。現在の譲渡人宅の畑へ出入りする道路は砂利を敷いて利用していますが、今回の5条転用申請に伴い、4m幅の道路がなければならぬため申請しています。転用理由に、現在の自宅が老朽化したためとありますが、山を削って家を建てているため、家の後ろは水が湧いて土台が腐っているということです。譲受人、譲渡人とも、お互いに近くにいた方が安心して暮らせるということで、この場所に建てることにしたそうです。排水は浄化槽を使用し、脇のところに集水桝があり、そこまでパイプをつなぐということです。そこからは30cmくらいの旧土管が県道の下を横切って入っているので、道路づたいの側溝に流し込むということでした。周辺の状況ですが、西、南側は譲渡人宅の畑で、東は農機具を入れてあるパイプハウス、北は国道の法面、山となっております。日陰等の影響はないものと見てまいりました。以上で調査の報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。番号、土地、面積、申請人、非農地の事由の順に読み上げます。1番、非農地の事由、平成5年に自宅を建築し庭敷、駐車場として一体利用した。また同年に会社が建築され、駐車場としても無料で利用させている。父の代から雑種地として利用しており、農地であるという認識もなく、農地法の手続きが必要と思わなかった。始末書が提出されております。2番、平成23年3月11日の東日本大震災で被災し現在は更地となっております。農地としての復旧は困難であるため申請するもの。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について

説明をお願いします。初めに議案第3号1番と2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番と2番について報告をしますが、これらの案件は、この度の農地パトロールにおいて農地以外の目的で使用されていることが確認されたもので、10月2日から4日にかけて、各所有者からの聞き取りはほぼ済んでいたものです。まず1番についてですが、非農地の事由については議案書に記載のとおりで、平成5年に転用されていたもので、周辺に農地はありません。なお農地等以外の状態になってから20年以上経過しており、農地として復旧することが著しく困難であると認められる土地と判断されます。

次に2番についてですが、周辺に農地はありません。非農地の事由については議案書に記載のとおりで、東日本大震災の津波によって申請地を含めた付近一帯が冠水し、自宅も流出したことから、被災したご両親は転居したとのことです。なお申請地は更地となっていますが、所有者の親戚の方が管理を依頼されているということもあって、きれいに整備されていました。このような現地の状況から、自然災害等により農地等として復旧が困難な土地と判断されます。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 6ページをお開きください。議案第4号農地に該当するか否かの

判断について。農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

今回、判断をお願いする農地は差し替えになった表の方です。非農地判断 100 筆、11 万 9,594 m²になります。総計は 11 万 9,594 m²となります。以上です。

○議長(菊地英浩君) 本議案には一部、議事参与等に該当する案件がありますので、分けて審議することといたします。初めに議案第4号1番から98番について審議いたします。それでは担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いをします。初めに大船渡地区末崎地域村上優司推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 推進委員の村上です。議案第4号非農地リストの1番から5番についてご説明いたします。まず最初に参考資料の写真の1番から5番までをご覧いただきたいと思います。山林化しております。1番から3番までは展望台の眼窩に広がる一帯、戦後、食料を確保するため地域の住民が協力し、開墾した地域でございます。昭和の終わりまでは作付けをしていたようですが、世の移り変わりにより耕作する人もなくなり、放置されたまま現在に至っております。リストの現況地目は雑種地となっておりますが、現況は木々が生い茂り山林でございます。農地に通ずる道路も狭く、重機が入るには困難で、農地に復旧するのは難しいと判断してまいりました。

それから次に4番から5番ですが、どちらも同じ町内会の方で、よく存じ上げている方々でございます。4番、5番は隣接した土地でございます。耕作放棄してから30年ほど経っており、木々が生い茂り山林となっております。土地は道路から20~30m入った土地でございます。他人の土地を跨がなければ重機も耕耘機も入らない場所でございます。家族に耕作する人もなく農地復旧は無理と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(菊地英浩君) 次に5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番(廣澤恵美君) 5番廣澤です。6番について報告します。11月20日に事務局の山崎さんと現地調査を実施しました。現況は管理されておらず、荒廃地化しており、農地利用は困難であると確認してまいりました。所有者に確認したところ、今後も農地としての利用は考えていないとのことでした。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第4号7番から13番について報告いたします。11月20日に農業委員会事務局の山崎主事とともに現地調査を行いました。いずれも原野や山林の状態となっており、農地としての復旧が極めて困難であると判断されております。7番につきましては、以前もサツマイモや栗、筍を栽培しておりますけれども、40年以上耕作されておらず、竹林状態となっております。8番につきましては蒟蒻等を栽培しておりましたが、60年ほど前、耕作をやめて経過しており、それ以来、山林状態となっております。9番につきましては栗が植栽されておりますけれども、50年以上放置しております。

ので、雑木林状態となっております。10番、11番につきましては以前は野菜を栽培しておりますけれども、30年以上耕作せず原野状態となっております。12番、13番につきましては、所有者が子供の頃の時点で既に山林状態だったということでありまして。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に畑中圭吾推進委員からお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。14番から53番まで説明します。14番から19番まではそれぞれ耕作放棄されてから10年以上経過し、耕作者も今後も耕作する意思がないということです。次に20番から43番までは雑種地で、農地面積約5,000㎡、6反歩ほどです。平場ではありますが、何分、岩場が多く、そのためか平成10年頃から耕作しておらず、それぞれ萱や雑木等が繁茂しております。また今後も耕作する意思はないということでありまして。44番から53番までは極めて作業環境が悪く、鳥獣被害もあり放置していたもので、前の案件と同様、農地としては利用しないということです。以上、合計農地面積2万2,377㎡。いずれも所有者全員からの依頼ということになります。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来について、本日欠席の岡澤成治推進委員の担当地区である74番をあわせて4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。54番から73番、そして74番を報告いたします。今回の案件はいずれも荒廃した土地、山林化しているところもありました。数年前あるいは数十年前から耕作されていない状況でしたので、地主も高齢化により農地としての利用は考えられないということでした。

それで岡澤さんの報告書を代読いたします。申請地は開墾地で、土地所有者が他地域に転居しており、雑木や胡桃の木が太くなっている状況で、農地への復旧は不可能と判断しましたということです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸地区吉浜地域菊地久寿推進委員からお願いします。

○三陸地区吉浜地域推進委員（菊地久寿君） 推進委員の菊地です。リスト75番から91番まで報告します。11月6日、農業委員会事務局の山崎主事と現地確認をしましてまいりました。いずれの場所も傾斜地で耕作に不向きなところでもございました。山林と化しているところは、戦後30年代に木材の需要に応えるため、傾斜地の畑に植林されたとのことですが、木材価格の低迷で手入れが行き届かず、その間に雑木が繁茂したということでした。またワカメ養殖等が忙しくなり、収益性が悪い田畑については耕作しなくなったとのことでもあります。山林となっているところは既に50年近く経過していると推測され、現在の所有者は農地として復旧させる意思はないとのことでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番から98番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(菊地英浩君) それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番から98番について本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番から98番は当委員会において農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号99番について審議いたしますが、これらの案件は今野八重子推進委員の近親者に関する案件でありますので、今野八重子推進委員は審議の終了するまで退席をお願いします。

(推進委員 今野八重子推進委員除斥)

○議長(菊地英浩君) それでは6番細谷知成農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第4号99番について報告いたします。本件につきましても11月20日に農業委員会事務局の山崎主事とともに現地調査を行い、農地としての復旧が困難であると判断された農地です。この農地は藪の中にある農地で、雑草が繁茂している状態です。この農地への通路、農道がなく、農地から近くの道路までは急傾斜の藪の中を歩行しなければならず、車両や機械が入ることが不可能で、収穫物の搬出もできないため耕作は不可能であると判断されます。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号99番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号99番について本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号99番は農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

ここで今野八重子推進委員には着席をお願いします。

○議長(菊地英浩君) 退席された委員に報告いたします。議案第4号99番について本委員会において農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号100番について審議いたしますが、この案件は4番中村亨農業委員の近親者に関する案件であることから、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しておりますので、中村亨農業委員には審議の終了まで退席をお

願います。

(4番 中村亨農業委員除斥)

○議長(菊地英浩君) それでは担当地域の岡澤成治推進委員が欠席しておりますので、当該地の現況について10番菊地から説明いたします。

岡澤成治推進委員が欠席のため、調査結果を代読いたします。細長い土地で、両隣と同じく雑木林が増えている状態で、両隣は11月の総会で非農地とされましたので、ここについても農地への復旧することは不可能と判断したところであります。以上のとおり報告いたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号100番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号100番について本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号100番は本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

ここで中村亨農業委員には着席をお願いします。

○議長(菊地英浩君) 退席された委員に報告します。議案第4号100番については本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第15回総会を閉会いたします。

午後4時43分閉会